

第3編 計画

第1章 基本理念・基本目標

1 基本理念

これまで家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。このような中で、地域で支援を必要としている人たちが、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行うサービスだけではなく、近隣や地域社会を巻き込んだ柔軟なサービスが必要となってきます。

更に地域社会で協力し、自助・共助・公助によるふれあい・支え合い・助け合いの相互扶助機能や住民活動で対応していく必要もあります。

すべての地域住民がパートナーシップという共通の認識をもつことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。住民は地域福祉の当事者となる必要があるのです。

住民が主体となる、新しい福祉コミュニティの創造を目指し、上田市地域福祉計画は、基本理念を次のように定めます。

住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標を定めます。

- (1) 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。
- (2) 一人ひとりの人権を尊重し、地域住民の主体的な福祉活動をいっそう進めるとともに、地域の生活課題を住民自らが考え、解決する地域社会を目指します。
- (3) 地域の最小単位としての「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。
- (4) 地域福祉活動を支援するため、活動内容に応じた連携組織と助言システムの充実を図ります。
- (5) 地域内の社会福祉施設や教育機関、医療機関との積極的な連携を図り、地域全体の社会資源として活用を進めます。
- (6) 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる地域社会の構築を目指します。

3 施策の体系図

【基本理念】 住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指します。

【基本目標】

1 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。

- (1) 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。
- (2) 住民へ福祉サービス情報を分かりやすく提供します。
- (3) 住民誰もが気軽に相談できる、分かりやすい窓口対応等相談体制を整備します。

2 一人ひとりの人権を尊重し、地域住民の主体的な福祉活動をいっそう進めるとともに、地域の生活課題を住民自らが考え、解決する地域社会を目指します。

- (1) 住民一人ひとりの尊厳を大切に、人権を尊重した福祉サービスの提供、苦情相談体制の充実を図ります。
- (2) 地域福祉のあり方について、住民参加による継続的な研究と公聴・広報活動を行います。
- (3) 自治会等を中心とした福祉活動組織（小地域福祉ネットワーク）を引き続き支援します。
- (4) 「小地域福祉ネットワーク」に求められる役割と活動指針を明確にします。
- (5) 住民のボランティア意識を高揚するため、ボランティア地域活動センターを中心とした、住民への啓発活動を推進します。
- (6) 地域の基本組織としての自治会の基盤安定を図ります。

3 地域の最小単位としての「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

- (1) 「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

4 地域福祉活動を支援するため、活動内容に応じた連携組織と助言システムの充実を図ります。

- (1) 小地域福祉ネットワークの連携組織、助言システムとしての支援組織の機能を充実します。
- (2) 公民館や地域自治センターを活動区域とする地域福祉コーディネート機能を整備します。
- (3) 地域福祉活動を推進する市民組織を支援します。

5 地域内の社会福祉施設や教育機関、医療機関との積極的な連携を図り、地域全体の社会資源として活用を進めます。

- (1) 社会福祉施設の専門的知識を地域福祉に活用するため、施設間の連携を図りながら、積極的な地域への発信を促します。
- (2) 長野大学や上田女子短期大学とあらゆる面で連携し、地域福祉推進の啓発と活動のあり方を研究します。
- (3) 医療機関との積極的な連携を図ります。
- (4) 社会福祉法人やNPO法人等の育成、健全な発展を支援します。

6 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる地域社会の構築を目指します。

- (1) 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる体制の充実を図ります。

第2章 基本計画（各論）

基本目標1 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。

◇ 現状と課題

市民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活するためには、総合的な支援が必要です。

行政等からの情報提供がない、相談先がわからない、要支援者の声が届かないなどの課題があり、困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。

◇ 施策

(1) 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。

地域が抱える生活課題は、妊娠期、乳幼児の子育てから始まり、青少年育成、健康づくり、高齢者と全ての世代にかかわっている上に、複雑化・多様化してきています。そのため、福祉サービスの提供も高齢者や障害者という対象を絞った施策とともに、ライフステージに合わせた総合的なサービス提供を引き続き考えていく必要があります。

また、福祉ニーズや内容は常に変化していきます。今後見込まれる福祉ニーズを把握し、サービスの過不足ができるだけ生じないような事業体制を構築していきます。

(2) 住民へ福祉サービス情報を分かりやすく提供します。

行政や福祉サービス事業者では、さまざまな福祉サービスのメニューをそろえ、支援を必要としている人への提供を行っています。しかし、住民の視線からは十分情報が届いているとは言えず、「相談窓口が分からない。」という声もあります。このため、より多くの市民への分かりやすい情報提供と、要支援者との最初の接点である民生委員・児童委員の知識の向上を図る必要があります。

① 広報のみならず、インターネットなど各種マスメディアも活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようにするとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

② 要支援者と福祉サービスを結ぶ最初の窓口である民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉活動の推進役である福祉推進委員、地域の保健活動の推進役である健康推進委員、青少年育成の推進役である青少年育成推進指導員などに対して、研修の充実や積極的な情報提供を図り、福祉サービス全般の知識の向上を図ります。

③ 支援が必要な人の情報が確実に民生委員・児童委員に届くよう、民生委員・児

童委員活動に対する地域の理解を深め、その意義を啓発します。

- ④ 民生委員・児童委員、福祉推進委員などの活動を支援するため、地域包括支援センター、障害者総合支援センター、ケアマネジャー、ボランティア地域活動センターなどが連携した支援体制を整備します。

(3) 住民誰もが気軽に相談できる、分かりやすい窓口対応等相談体制の整備に努めます。

福祉課題の複雑化・多様化により、市民がどこに相談すべきか分からない場合や、福祉分野の各相談窓口が個別に対応しているため、相互連携が十分に図られていない場合もあります。

また、市民が困りごとを抱えたときに、身近な地域に相談窓口があれば、問題が大きくなる前に気軽に相談することが可能になります。

- ① 福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき、適切な対応ができるよう市の相談支援体制の充実に努めます。
- ② 地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が地域の窓口としてさまざまな相談に応じられるよう、支援します。

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

「あったかい 心あふれる 協働のまち」のキャッチフレーズのもと、住民の自主的な社会参加により、住民が地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

- (1) 社協広報誌「社協うえだ」、社協ホームページ及び社協自主制作ビデオ「うさたまニュース」の地元ケーブルテレビ放映等により、住民へ分かりやすい福祉情報を提供します。
 - ・ 現在の情報誌等の広報全般について、地域の方の意見を集約し、更に住民へ分かりやすい福祉情報の提供ができるよう進めていきます。
 - ・ インターネットを活用し、年代やその人の利用方法に合わせた情報提供ができるよう進めていきます。
- (2) 各種相談事業を窓口として個別支援を行い、民生委員・児童委員、障害者総合支援センター、地域包括支援センターなど多様な関係者とのネットワーク機能を十分発揮しながら、総合的な支援体制を確立します。
 - ・ 地域包括支援センターで行っている地域ケア会議等と連携し、それぞれの立場での状況や業務内容の発表の場を設けながら、互いの実情や業務内容を理解しながら連携を深め、総合的な支援体制を確立していきます。
 - ・ 各種相談に対し、複雑化・多様化した相談に対応していけるよう、専門職による相談支援を進めていきます。

【相談窓口】

結婚相談、法律相談、心配ごと相談、はればれ電話相談、ボランティア地域活動センター、介護相談センター、生活福祉資金貸付等相談、日常生活自立生活支援事業の相談、上小圏域成年後見支援センター

基本目標2 一人ひとりの人権を尊重し、地域住民の主体的な福祉活動をいっそう進めるとともに、地域の生活課題を住民自らが考え、解決する地域社会を目指します。

◇ 現状と課題

現在の福祉サービスの多くがサービス提供者と利用者とは対等の立場に立ち、契約による福祉サービスが提供されるシステムとなっています。しかしながら、利用者には施設の方針に逆らえない、世話をしてもらっているという意識が強く残っているとの指摘もあります。このような要支援者の権利を擁護するため、誰もが気軽に相談できる制度が必要とされています。

また、地域福祉を推進するためには、住民自らが地域のあり方について主体的に考え、話し合いを持ちながら、積極的に活動に参加することが基本となります。そのためには、一人でも多くの住民が地域福祉推進の必要性を理解し、行動することが必要です。

社会福祉協議会で推進してきた「地域ふれあい事業」は、地域福祉活動の先進的な取組であり、これまでの活動を通じ地域に根を下ろした地域福祉活動となっています。地域福祉計画においては、自治会等を単位とする「小地域福祉ネットワーク」を地域福祉の推進母体として位置付け、活動目的等を明確化し、その機能を明らかにすることにより、このネットワークを充実させることを目指します。

住民によるボランティア活動は、地域福祉を支える重要な役割を持っており、上田市でも多くの団体が設立されています。ボランティア活動には、特定の目的をもった全市的な活動と、地域内での福祉全般を支える活動があります。地域での活動としては、施設ボランティア、送迎ボランティア、地域振興や環境美化、地域ふれあい事業の運営への支援などが主な活動となっていますが、参加者の高齢化などが課題となっています。

◇ 施 策

(1) **住民一人ひとりの尊厳を大切にし、人権を尊重した福祉サービスの提供、苦情相談体制の充実を図ります。**

- ① 社会福祉施設等における苦情処理窓口を充実させるとともに、現在、設置されている苦情処理窓口のPRや気軽に相談できる体制を充実します。
- ② 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の活用を促します。
- ③ 上小圏域成年後見支援センターの周知を図り、「成年後見制度」への理解とPRを強化します。
- ④ 相談体制の充実・強化により、高齢者・児童・障害者の虐待防止及びDVの防止に努めます。

(2) 地域福祉のあり方について、住民参加による継続的な研究と広聴・広報活動を進めます。

- ① 地域福祉の意義を住民へPRしていくとともに、先進的な取組事例を紹介する「地域福祉推進フォーラム」や人材育成を目的とする「地域福祉推進リーダー養成講座」を住民と協働で継続的に行います。
- ② 全ての住民が日ごろから地域福祉に関心を持ってもらうとともに、郵便局、新聞販売店、ガソリンスタンドなどと連携し、地域全体で支える「セーフティネット」の意識啓発を図ります。
- ③ 民間企業や医療機関の地域との連携のあり方について研究を進めます。
- ④ 多文化共生のまちづくりを推進するため、国籍や文化の違いを踏まえ、互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる社会の実現を図ります。

(3) 自治会等を中心とした福祉活動組織（小地域福祉ネットワーク）を引き続き支援します

- ① 自治会連合会や社会福祉協議会などと協力し合い、人とのつながりや絆意識の高揚を図り、「小地域福祉ネットワーク」の支援を行います。

(4) 「小地域福祉ネットワーク」に求められる役割と活動指針を明確にします。

- ① 社会福祉協議会が実施し、福祉推進委員が推進役である「地域ふれあい事業」の趣旨の周知を図り、地域の主体的な活動を支援します。
- ② 民生委員・児童委員や福祉推進委員等、地域の福祉関係者の役割を明確にするとともに、活動の指針を示します。

役員等の名称	委嘱者等	担当すべき福祉活動
民生委員・児童委員	厚生労働大臣	地域の子育て、児童、障害者、高齢者、低所得者等幅広い範囲を対象に相談に応じ、各種制度の内容説明や助言を行うとともに、行政等とのパイプ役として福祉サービスの連絡調整を担います。また、住民とともに地域福祉を推進します。
福祉推進委員	社会福祉協議会長	「地域ふれあい事業」の推進役として、自治会役員や民生委員・児童委員、福祉関係者と協力し、小地域ネットワークを構成し、その地域の状況に応じた福祉活動を推進します。
健康推進委員	上田市長	地域の保健活動の推進役として、健診対象者への受診勧奨を行うとともに、地域における健康教室等の企画・運営を担当します。
青少年育成推進指導員	上田市教育委員会	自治会において自治会役員、PTA、育成会等と連携して、青少年に関する地区懇談会の実施や公民館分館役員として青少年育成活動を実施します。
少年補導委員	上田市教育委員会	少年非行の未然防止を目的に、地元地域や市街地の街頭補導や環境浄化活動を行います。

③ 「小地域福祉ネットワーク」は、地域福祉の向上と生活課題の解決に向けて次の活動を行います。

- 地域内の関係者の連携組織として、安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域福祉を総合的に進めます。
- 「地域ふれあい事業」の企画・推進を行います。
- 各団体の活動内容を調整・協議し、活動への相互連携を進めます。
- 「除雪パートナーシップ制度」、「除雪ボランティアの設置」など、地域内の高齢者や障害者世帯の除雪等の地域生活上の課題に対する解決策を研究します。
- 「声かけ運動」の推進など、地域の連帯感の向上を図ります。
- ネットやメールを活用し、住民参加を促進します。
- 地域内のボランティア活動の促進や連絡調整を行います。
- 家庭のあり方や子育てへの支援について地域の果たす役割について研究します。

④ 地域福祉活動の推進に必要な行政情報は、個人のプライバシーに配慮した上で関係者に積極的な提供を行います。

(5) 住民のボランティア意識を高揚するため、ボランティア地域活動センターを中心とした、住民への啓発活動を推進します。

- ① 地域内でのボランティア活動の実践例を広めるとともに、ボランティア活動や必要性についての広報を進め、参加意識の向上を図ります。
- ② ボランティアに関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。
- ③ ボランティアの需要と供給を効果的に整えるため、ボランティアコーディネーター機能の役割を担う人材育成を図ります。
- ④ 「小地域福祉ネットワーク」の支援組織を整備し、福祉活動を支えるリーダーを育成します。
- ⑤ 「小地域福祉ネットワーク」では、小・中学生や高校生も地域の一員として、福祉活動への参加を積極的に図ります。

(6) 地域の基本組織としての自治会の基盤安定を図ります。

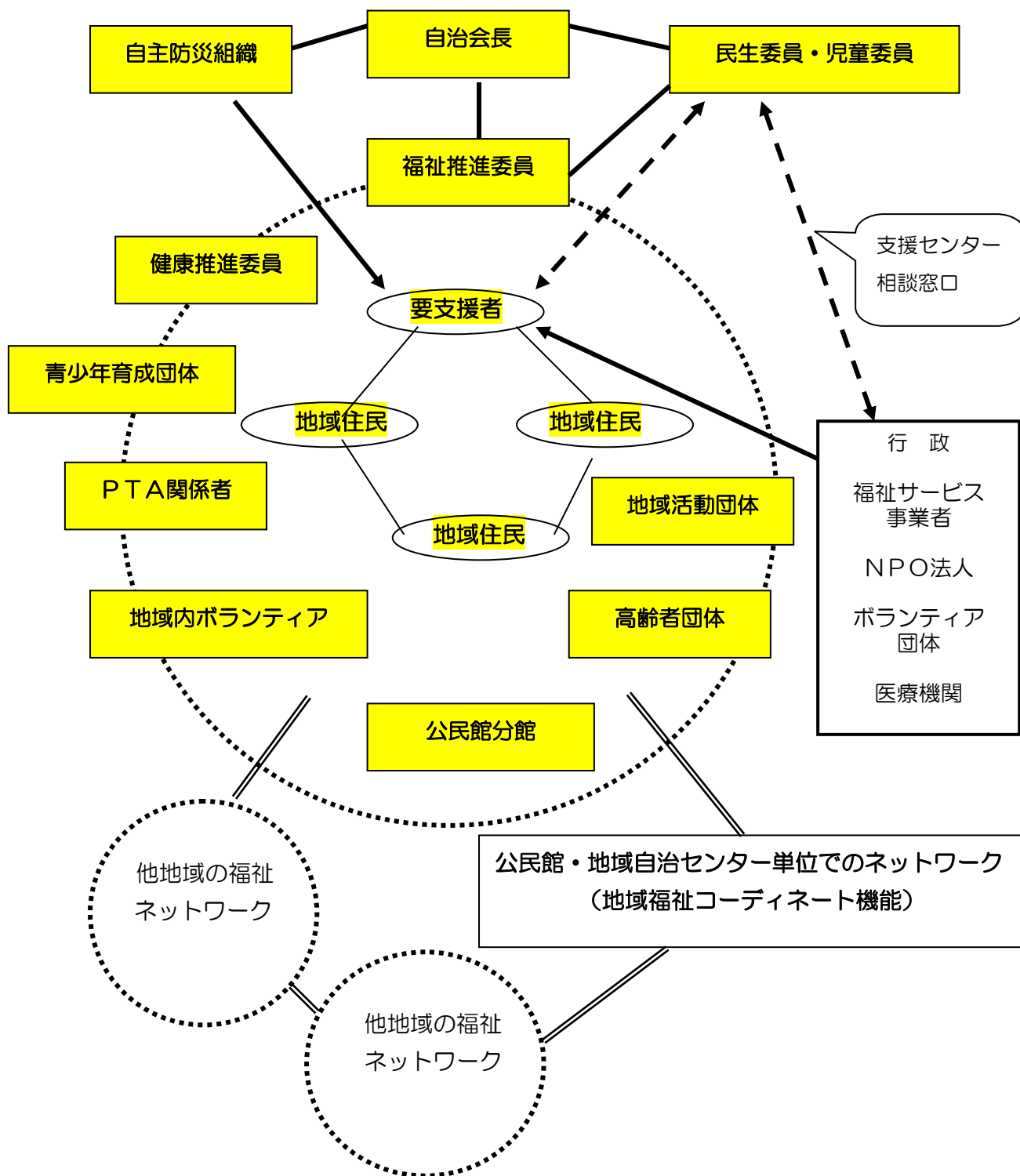
地域の基本組織として自治会は重要な組織であり、地域福祉の活動を支える地域コミュニティでもあることから、積極的に加入率の向上を図ります。

- ① 自治会については、行政との良きパートナーとして、支援と連携を図るとともに、地域コミュニティとしてのあり方を研究します。
- ② 外国人や学生も含め、自治会の未加入者に対しては、不動産協会や家主の協力とともに、自治会連合会とも連携し加入促進を図ります。

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

- (1) 判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障害者等）の生活を支援する日常生活自立支援事業を周知し、推進します。
 - ・ 上小圏域成年後見支援センターや地域包括支援センター、介護保険事業所等と密に連携を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援をしていきます。
- (2) 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者等）の生活を守る成年後見制度を周知し、活用を促進します。
 - ・ 上小圏域成年後見支援センターや地域包括支援センター、介護保険事業所等と密に連携を図り、個人の権利が擁護されるよう支援していきます。
- (2) 金銭管理・財産保全サービス事業を周知し、推進します。
 - ・ 上小圏域成年後見支援センターや地域包括支援センター、介護保険事業所等と密に連携を図り、事業の周知を行い推進していきます。
- (3) 利用者からの要望や苦情は、利用者の権利の擁護と満足度を高めるため、社会福祉事業の経営者が適切に対応して解決を図ります。
 - ・ 苦情対応担当者、苦情対応責任者、第三者委員会を設け、要望や苦情に対し適切に対応し解決を図ります。
- (4) ボランティアの育成及び啓発を推進します。
 - ・ 養成講座後、地域の中で活動できるようコーディネートしていきます。
- (5) 各種ボランティア講座を開催します。
 - ・ 地域の中で求められているニーズ調査を行い、必要に応じて養成講座を開催していきます。
- (6) 地域内のボランティア活動の促進や連絡調整を行います。
 - ・ 地域で求められているボランティア活動や活躍できる人材の発掘を行い、若い世代のボランティアの加入を進めます。
- (7) 勤労者や団塊世代への情報提供と福祉講座を開催します。
 - ・ 勤労者や団塊世代に対して、意識と関心をもてる情報提供の方法、また、継続して開催できる福祉講座を開催します。
- (8) 地域福祉活動コーディネーター養成講座を開催します。
- (9) 社会福祉調査活動を行い、住民ニーズを把握します。
 - ・ 行政、社協、地域包括支援センター、地域協議会などが連携を図り、地域の福祉ニーズをより効率よく把握できるよう取り組んでいきます。
- (10) 上田市社会福祉大会を通じ、地域福祉のいっそうの啓発活動を行います。
 - ・ 講演会などを実施し、自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員をはじめ、多くの方々に参加していただくことにより地域福祉の啓発に努めます。
- (11) 多文化共生のまちづくりを推進します。
 - ・ 上田市多文化共生推進協会（AMU）との連携を図ります。

<小地域福祉ネットワークの組織イメージ>



基本目標3 地域の最小単位としての「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

◇ 現状と課題

地域の最小単位は「家庭」です。明るく、温かい家庭があって、初めて地域が成り立ち、安心して暮らせる地域をつくることができます。

核家族化の進行により、地域における地縁的なつながりが希薄化して、子育ての知恵を伝え合う機会が減少し、親の孤立感や不安感の増大、児童虐待など家庭の崩壊・機能不全につながるケースも一部に見受けられます。

このようなことから、次代の地域を担う子どもたちの育成にこれまで以上に地域社会がかかわっていくことが大切です。

地域行事においても、子どもや青少年の参加が少ないとの声もあります。子どもを地域の構成員の一人として認め、子どもたちが自己の存在感を育める地域活動を行う必要があります。

また、子どもの参加する行事を通じて親が同世代や他世代の地域の住民とかわりを持つきっかけとなり、家庭と地域がつながっていきます。

◇ 施策

(1) 「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

- ① 「小地域福祉ネットワーク」は、地区社協を含めPTA関係者や青少年育成団体にも参加を働きかけるとともに、公民館活動と連携した地域での世代間交流など、子どもたちが地域の構成員として存在感を示せる地域活動を展開します。
- ② 「小地域福祉ネットワーク」は、「家庭」に働きかけ、小・中学生をはじめ青少年の地域行事への積極的な参加を推進します。
- ③ ボランティア地域活動センターによる福祉教育等を通じ、生命の尊さを育む教育と地域活動への参加を促します。
- ④ 教育委員会と連携しながら小・中学校での福祉教育の更なる充実を図るとともに、幼児期から義務教育期までの子どもの視点に立った一貫した教育の中で家庭の教育力の向上を支援します。
- ⑤ 「子育てサポーター」を養成し、「親子広場」等への参加を通じ家庭への支援を行います。
- ⑥ 児童館等においては、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支えていくため、ボランティアの協力を積極的に呼びかけていきます。



福祉体験教室

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

子どもは、心身ともに健やかに、家庭だけでなく地域社会も一体となり育てていくことが大切です。地域において、安心して育てられる環境づくりとして、相談から放課後対策まで一貫した子育て支援事業を進めます。

- (1) 地域ふれあい事業において世代間交流を積極的に推進していきます。
 - ・ 福祉推進委員や自治会長を中心に地域福祉の大切さ、子どもから高齢者までが一体となった地域づくりが進められるような研修会や説明会を開催していきます。
- (2) ヤングボランティアグループ（10代から20代）を結成します。
 - ・ 活発に取り組んでいけるよう、全面的にバックアップし多くのメンバーが参加できるよう推進していきます。
- (3) 学校の長期休暇を利用したスプリングチャレンジボランティア及びサマーチャレンジボランティアを開催します。
 - ・ 興味と関心を持ち、参加につながるような実情に合わせたボランティア体験を開催します。
- (4) 子どもの頃から思いやりの心を育む福祉教育を推進します。
 - ・ 各学校と更なる連携を図り、福祉教育に関する情報を提供するなど、上田市内全校での事業を実施していきます。
- (5) 小学校、中学校等へ出前による福祉体験教室を開催します。
 - ・ 福祉体験を通し、身近な活動や行動に焦点を当てた取り組みができるよう取り組んでいきます。
- (6) ベビーマッサージ講座やリトミック講座等を開講し、親子の絆を深めます。
 - ・ 新しい講座を開催し、多くの方に参加していただき親子の絆を深めるきっかけを増やします。
- (7) チャイルドラインを支援します。
- (8) 子育てサークルを育成します。
- (9) ひきこもりやニートを支援します。
- (10) 外国籍児童を支援します。
- (11) 児童館、児童センター事業の充実（要支援児童の受入と援助等）を図るとともに、地域つどいの広場等との連携を深め、子育て支援を推進します。

基本目標4 地域福祉活動を支援するため、活動内容に応じた連携組織と助言システムの充実を図ります。

◇ 現状と課題

地域福祉計画は、地域福祉の推進母体を「小地域福祉ネットワーク」としてはいますが、「地域福祉活動を支える人材の育成」や「活動事例の情報交換」、「地域の社会福祉施設や医療機関との連携」など、小地域福祉ネットワーク内のみでは実施が困難な活動もあります。それらを解決する組織として、補完的なネットワーク（連携組織）の充実をする必要があります。

現在、「地域ふれあい事業」を中心としたさまざまな地域福祉活動を各地域で実施していますが、活動の活発な地域は一部のリーダーの力量に頼る面が強く、組織的な活動の広がりには限界があります。

本来、地域福祉活動は、地域の中で自立的な発生が望ましいものの、役員が短期間で交代している現状では長い視野での活動が困難となっています。このため、地域ネットワークの事務局的立場（専従的立場）で地域活動を支援し、企画・推進していく専門機能が求められます。

小地域福祉ネットワーク活動を行う上での悩みの相談や連携して行う「人材育成事業」の推進、社会福祉施設等との連携を進めるためには、専門的な知識を持つコーディネーターの支援が必要となります。

また、「上田市高齢者福祉総合計画」などに盛り込まれている地域包括支援センターでの地域の社会資源を活用したネットワーク事業や地域子育て支援センターと地域との連携を進める事務局的立場の存在も必要となります。

地域福祉を推進する上では住民との「協働」は不可欠です。地域福祉のあり方を常に見直し、新たな福祉ニーズへの対応を行政とともに研究し、加えて、自らも行動する市民組織のあり方が今後の課題となっています。

上田市には、さまざまな市民団体、組織が活動しています。これらの団体の活動との重複をさけ、地域福祉の全市的な推進を図る市民組織や小地域福祉ネットワークとの結びつきのあり方を研究する必要があります。

また、行政としても各課にわたる幅広い分野の地域福祉活動の整合性を図り、市民組織を支援し、ともに考える「支援体制」を整備する必要があります。

◇ 施策

(1) **小地域福祉ネットワークの連携組織、助言システムとしての支援組織の機能を充実します。**

- ① 「小地域福祉ネットワーク」の支援組織として、「連絡組織」を充実します。
 - ・ 「連絡組織」は、地区社協や地区振興会など地域活動団体とも連携しながら、地域福祉活動の人材育成事業を行います。連絡組織は法制上の基礎をもつ市社

会福祉協議会との関連をもたせた地区社協との連携が实际的です。

地区社協との連携を密にすることにより、生活との接近性、共感性をもとに個別ニーズへの対応が可能となり、緊急かつ日常継続的な支援が期待できます。

また、各地域に配置された民生委員・児童委員、福祉推進委員などの活動を点や線としての活動に終わらせず、地域に広がる面としての働きに高めることも期待できます。

- 「連絡組織」の役割として、各小地域福祉ネットワークの福祉活動の相互研究、情報交換、地域福祉推進リーダーの育成を行います。
- 地域内の社会福祉施設や医療機関などと連携して福祉活動のあり方の研修や、健康づくり活動を行います。

(2) 公民館や地域自治センターを活動区域とする地域福祉コーディネート機能を整備します。

- ① 公民館や地域自治センターを活動区域とする支援ネットワークの整備と「地域福祉コーディネート機能」を整備します。
 - 「地域福祉コーディネート機能」は、公民館や地域自治センター単位で小地域福祉ネットワークや連絡組織への総合的な支援、助言を行います。
 - 「地域福祉コーディネート機能」は、地域の福祉活動の目標づくりを行います。
 - 「地域福祉コーディネート機能」は、地域包括支援センターや地域子育て支援センター、社会福祉施設等と連携した総合的な地域福祉活動を推進します。

(3) 地域福祉活動を推進する市民組織を支援します。

- ① 住民との「協働」の総合的な活動・提言集団としての「住民組織」のあり方について検討します。
- ② 「住民組織」の活動を行政の立場から支援するとともに、関係部局との調整、政策への反映を図るため、関係職員による横断的な組織（プロジェクト）を整備します。

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

地域福祉を推進するためには、できるだけ小単位の地域（自治会単位）で、自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティアなどの連携や協力が不可欠です。小地域で要援護者への見守り活動の展開や仕組みづくり等の小地域ふれあいネットワーク事業を展開するため、全地域の福祉活動組織を支援します。

- (1) 地区社協の充実強化を図ります。
 - ・ 地区社協と密に連携し、地区内の福祉課題を把握するとともに、課題解決につながる事業の展開や活動の強化を図ります。
- (2) 社協支部組織の充実と事業活動を推進します。
 - ・ 支部社協の組織体制を明確化し、地区社協と同様に連携することによって、支部内の福祉課題を把握するとともに、課題解決につながる事業の展開や活動の強化を図ります。
- (3) 福祉推進委員制度を充実します。
 - ・ 地区社協や支部社協、自治会と密に連携し、福祉推進委員の役割を明確にし、地域で地域福祉の推進役として活躍できる環境づくりを目指します。
- (4) 地区福祉推進委員連絡会の組織の充実を図ります。
 - ・ 全市で地区ごとに地区福祉推進委員連絡会を開催し、福祉推進委員同士の連携を深め、情報を共有し、地域福祉を推進していきます。
- (5) 地域ふれあい事業を推進します。
 - ・ 福祉推進委員や自治会を中心に研修会や説明会を開催し、地域の中での助け合い事業を推進していきます。
- (6) 小地域福祉ネットワークづくりを推進します。
 - ・ 地域ふれあい事業や住民支え合いマップ作成をとおして、関係者の連携を強化し、小地域福祉ネットワークづくりの支援体制を構築し、地域において認知症の方の支援や孤立死のない地域づくりを推進していきます。
- (7) 住民参加型有償在宅サービス事業を推進します。
 - ・ 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携し、事業の周知を行い協力員の拡充を行います。
 - ・ 勤労者や団塊世代にも積極的に社会参加を呼び掛けていきます。
- (8) 多文化共生の地域づくりを推進します。
 - ・ さまざまな関係機関・団体が連携し、ネットワークを構築し、多文化共生の地域づくりを推進していきます。
- (9) 専門職である社協職員が地区担当制により、コミュニティーソーシャルワーク及びボランティアコーディネートを行います。
 - ・ 担当地区制により、地区社協、支部社協、地域ふれあい事業、地区福祉推進委員連絡会議などに、積極的に参加することにより、コーディネートを行います。

基本目標5 地域内の社会福祉施設や教育機関、医療機関との積極的な連携を図り、地域全体の社会資源として活用を進めます。

◇ 現状と課題

社会福祉施設は、その有する専門的知識から地域の貴重な社会資源です。この知識を地域福祉に役立てることにより、地域住民一人ひとりの福祉への関心や健康づくり、在宅介護の向上に大きな期待があります。

また、現在各施設で受け入れている施設ボランティアは、利用者や第三者の視線に立った施設運営をサポートする役割が期待されます。

長野大学は、地域の社会福祉施設にも多くの人材を送り出しています。大学としても地域とのかかわりを拡充・深化して「地域とともに存在し、発展する大学」を目指し、「地域連携センター」（前身は「生涯学習センター」）を開設するなど「大学から地域へ」の発信を模索しています。

また、上田女子短期大学は、子育て支援の人材育成の役割が期待されます。

これらの学校は、地域福祉の分野でも講師派遣にとどまらず研究会を公開で開催するなど活動を展開していますが、行政や市民活動との連携は更に進める必要があります。このため、地域福祉を推進するあらゆる場面で大学との連携を深め、地域の貴重な社会資源としての活用を図る必要があります。

住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域医療の確保に取り組む必要があります。医療機関との連携がますます必要になります。

社会福祉法人やNPO法人をはじめ、非営利で活動する団体は地方自治を進めるために不可欠なパートナーのひとつです。特にNPO法人には、個別対応の柔軟性、多彩制、機動性、効率性、そして専門性などの特徴があり、行政などの公的福祉サービスだけでは実現しがたい新たな福祉サービスを創出できる可能性を秘めています。

こうした特長を活かし、社会福祉法人等の各種団体は行政との「協働」をいっそう推進する必要があります。

◇ 施策

(1) **社会福祉施設の専門的知識を地域福祉に活用するため、施設間の連携を図りながら、積極的な地域への発信を促します。**

- ① 社会福祉施設の持つ専門的知識を地域福祉活動に活用するため、地域の福祉活動への支援と地域へ出かける活動の推進を働きかけます。
- ② 公民館・地域自治センターを単位とした「支援ネットワーク」に社会福祉施設も参画を求め、地域の総合的な福祉サービスを推進します。
- ③ 施設ボランティア活動の推進を図り、施設と住民との距離を縮め、利用者の立場に立った、地域の中で育つ社会福祉施設を目指します。

(2) 長野大学や上田女子短期大学とあらゆる面で連携し、地域福祉推進の啓発と活動のあり方を研究します。

- ① 地域内の福祉専門研究機関としての長野大学や、上田女子短期大学との連携を強化します。

近年、地域では活動者の高齢化や担い手不足が問題となっており、若い世代を活動に巻き込む方法を模索しています。一方、大学や専門学校等では、社会貢献の一環として、積極的に学生を地域につなげるなど、既に地域活動を行っています。より多くの学生など若い世代が積極的に地域活動やボランティア活動につながるよう、大学等の連携を密にし、一体的な取組を継続的に実施していきます。

(3) 医療機関との積極的な連携を図ります。

- ① 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、担当課を通じ医療機関との積極的な連携を図ります。

(4) 社会福祉法人やNPO法人等の育成、健全な発展を支援します。

- ① NPO法人やボランティア団体と行政との連携を図るため、担当課と連携し、相談、支援、協働のあり方を研究します。
- ② 地域福祉推進のパートナーとして社会福祉法人やNPO法人等の地域福祉推進への積極的な活用を図ります。

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

要援護者の高齢者や障害者の自立生活を地域の中で支援する等の地域福祉を推進するため、保健・医療・福祉に携わるさまざまな職種の専門家との連携（ネットワーク）及び連絡調整を図ります。

- (1) 行政機関との連携を強化します。
- (2) 自治会長、民生委員・児童委員及び福祉推進委員との連携を強化します。
- (3) 社会福祉施設との連携を強化します。
- (4) 社会福祉団体、ボランティア団体等との連携を強化します。
- (5) ボランティア連絡協議会との連携を強化します。
- (6) 上小圏域障害者総合支援センターとの連携を強化します。
- (7) 医療機関等と連携を図ります。
- (8) NPO法人と連携を図ります。
- (9) 小・中学校・高校と連携を図ります。
- (10) 地域包括支援センターと連携を図ります。
- (11) 介護保険事業者と連携を図ります。
- (12) 企業、商工団体等と連携を図ります。
- (13) 長野大学、上田女子短期大学等と連携を図ります。
- (14) 上小圏域成年後見支援センターと連携を図ります。

基本目標6 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる地域社会の構築を目指します。

◇ 現状と課題

平成23年に発生した東日本大震災、長野県北部地震、豪雨災害など、近年、自然災害の件数や被害の規模が拡大しており、市民の自然災害への関心が高まっています。

現在、災害に備えて、高齢者や障害者などの支援を必要とする災害時要援護者への対応をするため、「災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）」を全自治会（240自治会）に対して取り組むよう制度の普及に努めています。平成24年12月末現在で全自治会中、約6割が取り組んでいるという状況です。

地域で助け合うためには、誰がどこにいて、どのような対応が必要なのかを日ごろから把握しておくことが重要です。個人情報保護に留意しながら、支援を必要としている住民の情報共有を定期的に進めていく必要があります。

◇ 施策

(1) 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる体制の充実を図ります。

独り暮らし高齢者には、緊急時の迅速な対応を図るため、緊急通報装置の設置や通報時の協力員登録など支援体制を整備してきました。また、地域では地域ふれあい事業の一環として、独り暮らし高齢者マップ、防災マップの作成を通じて災害時に備えた取組を行ってきました。

上田市地域防災計画では、東日本大震災、長野県北部地震などを踏まえ、災害時の被害を最小限にする「減災」の考えを基本に、広域的な災害の発生や近隣の原子力発電所の放射能事故の対応など、計画の見直しを行い、安全・安心なまちづくりを国や県、市民などと連携を図りながら進めることとしています。

地域福祉の観点では、現在、災害時に自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア団体などの協力や、地域住民の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に配慮しつつ、平時から支援を必要としている高齢者や障害者などの所在、災害時における介護・保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努める災害時要援護者登録制度に基づく住民支え合いマップの作成に取り組んでいます。

そこで、高齢者や障害者などの要援護者が地域で安心して生活することができるよう、大規模災害の発生を想定し日常からの地域の支援体制の構築を支援します。

- ① 社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと協力して、住民支え合いマップについて、作成地域の拡大や充実を図るなど、災害弱者支援策のいっそうの推進を図ります。
- ② 赤十字奉仕団の組織の育成と防災ボランティアの養成を図ります。

地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画

ボランティア受け入れ態勢を強化し、災害時におけるボランティア活動の支援を行います。

- (1) 全市に住民支え合いマップ作成の取組を推進していきます。
 - ・ 地域の要援護者を把握し、支え合い助け合える地域づくりを進めていきます。
 - ・ 避難時における、支援体制の見直しを進めていきます。
- (2) 災害発生時に「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げます。
 - ・ 災害救援ボランティアセンターについて周知を図り、災害が発生した際に、機能するための訓練や基盤づくりを進めます。
 - ・ 災害時要援護者への福祉的支援を行うため、手話などの有技能者に災害ボランティアへの登録を推進し、関係機関と連携をしていきます。
 - ・ 市内外からの災害救援ボランティアの受け入れを行い、ニーズとのマッチングなどのコーディネートを行います。
 - ・ 要援護者のニーズを発掘し、福祉的支援を行います。
 - ・ 地域のコミュニティ再生への支援を行います。



災害救援ボランティア訓練（防災訓練）

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域福祉推進会議（仮称）の設置

この計画の推進と実効性を確保するため、庁内の関係部署、社会福祉協議会等で構成する「地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画についての推進方法、進捗状況の把握、新たな課題の検討等を行います。

(2) 地区住民会議の開催支援

地域の自治会役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員など地域の住民が福祉課題を話し合い、共有し、協働して解決していく場の一つとして住民会議の開催を支援していきます。

また、住民会議等を活用して各地域の福祉活動計画の作成を促進し、地域福祉活動計画を具体化、活性化していきます。

2 計画の広報・啓発

地域福祉の推進について、地域福祉推進フォーラムや地域福祉推進リーダー育成事業を通じて、地域福祉計画と地域福祉活動計画の広報や啓発を図ります。

また、広報やホームページ、出前ときめきのまち講座等を通じて、地域福祉計画・地域福祉活動計画の情報提供に努めます。

3 地域福祉計画の進捗管理と評価

住民の福祉ニーズは常に変化し、新たな課題も生じてきます。このため、計画の進捗管理と評価を定期的実施し、問題点の解決を行う必要があります。

また、必要に応じて計画の見直しも行います。

(1) 地域福祉計画の進捗管理と評価を行い、新たな課題への対応と地域福祉のあり方を見直します。

(2) 市は、関係機関・団体とともに計画の進捗管理と評価、見直しを行い、新たな課題への対応と、解決の手法について検討します。